

宮城県滞納債権（貸付金）収納業務委託プロポーザル募集要領

1. 事業名

宮城県滞納債権（貸付金）収納業務委託

2. 事業目的

滞納債権（貸付金）の収納業務について、債権回収の専門性・ノウハウを有する事業者へ委託することにより未収債権の収納率の向上を図る。

3. 事業内容

別紙「宮城県滞納債権（貸付金）収納業務委託 仕様書」のとおり。

4. 応募資格

当該事業を的確に遂行する能力を有する、次の要件を全て満たす者。

- (1) 次のいずれかの要件を満たしていること。
 - ① 弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条に規定する弁護士、又は同法第30条の2に規定する弁護士法人であること。
 - ② 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条の規定に基づく法務大臣の許可を受けた債権回収会社であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立がなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）でないこと。
- (6) 県税を滞納していないこと。
- (7) 宮城県内に本店、支店または事業所を有する者であること。

5. 委託契約期間

契約締結日から平成30年3月30日まで

6. 委託費

収納実績金額の40%を上限（消費税及び地方消費税相当額を除く）とする。

7. 選定事業者数

1者

8. 提案にあたっての質問及び回答

提案書作成に関して疑義が生じた場合は、以下により問い合わせること。

- (1) 受付期間
平成29年11月22日（水）午後5時まで
- (2) 質問方法
募集要領等に対する質問票（様式第1号）により、電子メールまたはFAXで行う。
※ 質問受付電子メールアドレス：gyokei@pref.miyagi.lg.jp
※ 質問受付FAX番号:022-211-2297
- (3) 回答方法
質問に対する回答は、随時、本県ホームページに掲載する。

9. 企画提案書の提出

本事業の受託を希望する場合、以下により必要書類を提出すること。

- (1) 提出期限
平成29年11月30日（木）午後5時必着
- (2) 提出場所
〒980-8570
宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁舎5階
宮城県総務部行政経営推進課行政サービス品質向上班 担当：高橋・星
- (3) 提出方法
以下（4）提出書類により、持参又は郵送で行うこと。
※ 持参の場合、上記提出期限までの午前9時から午後5時まで（土日・祝日を除く）に持参すること。
※ 郵送の場合、上記提出期限までに確実に上記提出場所に到達するよう留意すること。
- (4) 提出書類
 - ①宮城県滞納債権（貸付金）収納業務応募申込書（様式第2号） 1部
 - ②宮城県滞納債権（貸付金）収納業務企画提案書（様式第3号） 6部（正本1部、副本5部）
 - ③（弁護士の場合）
 弁護士の資格を有することが確認できる書類 1部
（弁護士法人の場合）
 弁護士法人であることが確認できる書類 1部
（債権回収会社の場合）
 許可番号、営業許可年月日、商号、代表者、本店所在地の確認できる書類 1部
 - ④提案者の概要がわかる資料（会社概要等） 1部
 - ⑤（弁護士法人又は債権回収会社の場合）
 定款又は寄付行為の写し 1部
 - ⑥（弁護士法人又は債権回収会社の場合）
 履歴事項全部証明書（商業・法人登記簿謄本） 1部
 - ⑦県税の滞納がないことの証明書（写し可） 1部
- (5) 提案書類作成上の注意
 - ①別紙様式第3号の記載事項を確認し、具体的に記載すること。

- ②横書きで、必要に応じて絵、図を用いて分かりやすく記載すること。
- ③企画提案にかかる費用は応募者の負担とする。
- ④提出書類は返却しない。
- ⑤提出期限後の提案書の提出、期限後の提案書の差替え・再提出は認めない。

(6) 企画提案が失格となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は失格とする。

- ①資格要件を満たさない者又は受託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案。
- ②企画提案書等提出書類に虚偽の記載を行った者による提案。
- ③提出期限内に所定の書類を提出しなかった場合。
- ④債権回収会社にあつては、提案書提出日において、債権管理回収業に関する特別措置法第23条の規定による改善命令を受けている場合。
- ⑤企画提案者が著しく社会的信用を失うなど、受託候補者としてふさわしくないと県が認めた場合。
なお、県は、事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者であるかどうかを警察本部に照会する場合があります。
- ⑥その他、企画提案に関する条件に違反した提案。

10. 提案書記載事項

企画提案書には次に掲げる内容を含むこと。

- (1) 業務実施計画
 - ①業務フローと実施スケジュール
- (2) 業務運営体制
 - ①管理者の経歴及び能力
 - ②事務従事者の配置と効率的な運営
 - ③個人情報保護及び秘密保持対策
- (3) 業務実施内容
 - ①効率的な催告実施に向けた取り組み
 - ②効率的な回収に向けた取り組み
 - ③苦情等の未然防止策及び苦情発生時の対応策
- (4) 類似業務の受託実績
 - ①他の都道府県や政令指定都市での業務実績
- (5) 成功報酬率
 - ①成功報酬率の妥当性

11. 企画提案書の審査方法及び評価方法等

以下の審査方法、審査基準により、最も優秀であると認められた1者を選定する。

(1) 審査方法

提出された企画提案書をもとに、書類審査及びプレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーションの実施は平成29年12月1日（金）を予定しているが、詳細は別途連絡するものとする。また、説明時間は質疑応答を含め30分（説明時間20分、質疑応答10分）程度とする。

(2) 注意事項

①プレゼンテーションに参加できる人数は、1事業者あたり2名以内とする。

②プレゼンテーションは、提出済の企画提案書に基づき行うものとし、パソコンやスクリーン等の持込み機器の使用は不可とする。

(3) 選定方法

提出された企画提案書及びプレゼンテーションの内容をもとに選定委員会で企画提案者の評価を行う。

なお、受託候補者の選定にあたっては、評価項目及び評価基準（別表）に基づき、公平性、更正性の確保に十分に配慮し、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し選定する。

(4) 選定結果

選定結果は、平成29年12月上旬に全提案者に対して文書にて通知する。

1 2. 本契約についての留意事項

(1) 契約については、事前に委託内容・委託料について協議のうえ、随意契約を締結する。なお、その者との契約が成立しない場合は、次点者と交渉を行うものとする。

(2) 契約の締結にあたっては、選定された企画提案の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではなく、業務委託の内容の詳細について別途協議のうえ、企画提案の内容を一部変更して契約することがある。

(3) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために定期的に本県と連絡調整を行うこと。

1 3. スケジュール（予定）

平成29年11月16日（木）	公募開始
11月22日（水）	質問受付締切
11月30日（木）	企画提案書の提出締切
12月1日（金）	プレゼンテーション・選定委員会（予定）
12月上旬	選定結果の通知
12月中旬	契約の締結